

つぎに資本構成についてみると、上記の総資本中自己資本と借入資本の占める比率は、地方鉄道においては52対48であり、国鉄においては83対17となっている。昭和24年の国鉄改組に際し、国鉄の資本金は「昭和24年5月31日における国有鉄道事業特別会計の資産の価額(調整勘定に計上する額を含む)」から、負債の金額を控除した額に相当する金額とする「(日本国有鉄道法施行法第11条)との条文により4,916,823千円と定められ、その後40億円が追加された。昭和30年度において資産再評価が行われた結果、再評価積立金として1,120,100,270千円を計上するに至った。

国鉄においては、明治42年帝国鉄道会計法制定以来、資本を**特有資本**と借入資本に分け、特有資本に自己資本に属するものを編入し、借入資本に公債および政府借入金を編入整理することに定められていたが、昭和22年の会計制度改正により、特有資本を固有資本とよぶことに改められた。国鉄の勘定分類によれば、自己資本を資本金(固有資本・出資資本)、資本積立金、利益積立金および利益金または損失金に、借入資本を長期負債(政府借入金、鉄道債券)、短期負債(一時借入金、未払金、仮受金、前受金等)に区分整理されている。(本山 実)

てつどうしょうか 鉄道唱歌 明治32,33年の頃、国文学者

大和田建樹(安

鉄道唱歌

政元年~明治43

年)によって作

られた鉄道に関

する唱歌で、第

1集から第5集

までを合せて

200章以上にお

よんでいる。駅

名、名所、旧跡等

がよみこまれ、

興味にとむ唱歌として小学生はもちろん、一般社会にも広く歌われ、地理教育と鉄道の理解に相当役立った。その一部分は今なお歌われている。

第1集	東海道	明治33・5刊	上 真行・多 梅稚作曲
第2集	山陽・九州	" 9 "	" " "
第3集	奥羽線・磐城線	" 10 "	田村 虎彦 "
第4集	北陸地方 (信越線から)	" 10 "	納所 弁次郎 吉田 信太 "
第5集	関西・参宮・ 南海各線	" 10 "	多 梅稚 "

以上のうちもっとも広く歌われたのは東海道、山陽・九州で、その他は1地方にだけ流行した。

歌詞(第1集東海道、第1章)

汽笛一声新橋を

はやわが汽車ははなれたり

愛宕(あたご)の山に入り残る

月を旅路の友として。

(岡部蔵造)

てつどうしょうめい 鉄道乗車証 (英) railway pass

(独) Freifahrkarte (仏) carte de libre circulation 鉄道に無賃で乗車できる証票であって、**無賃乗車証**、鉄道無賃乗車証あるいは単に**乗車証**または**パス**ともいい、無賃乗車券と呼ばれる場合もある。鉄道以外の交通機関においてはその名称を冠して自動車乗車証、無賃乗船券等と称するものもある。

乗車証は商法上からは有価証券のうち裏書譲渡のできない記名証券であると考えられ(これには異説があって単なる資格証券に過ぎないとする説もある)、発行者は記名人に対してその表

示する条件の範囲内で無賃で運送する義務を負うものである。

乗車証は通常交通業者がその事業運営上、直接または間接の必要にもつぎ発行するものであるが、まれには国有鉄道における国会議員乗車証の如く法律の規定にもついで発行されるものもある。従業員の仕事遂行上の必要により発行する職務乗車証の如きものは、前記事業運営上直接の必要にもつづくものに該当し、優待乗車証や株主乗車証等は間接の必要にもつづくものといえよう。

乗車証の制度は世界各国において行われており、その内容にはそれぞれ多少の差異があるが、つぎにわが国の国鉄における乗車証制度について概略説明する。

国鉄における乗車証の種類を様式によって分類すれば、部内用乗車証(通用期間の長短により、さらに定期乗車証と臨時乗車証とに分けられている)、部外用乗車証(使用目的により第1種から第5種までに分けられている)および特殊乗車証(必要のつど様式を定めて発行するものおよび案内状代用乗車証、慰安会参会乗車証)となっており、使用する場合の形態から分類すれば記名式乗車証(記名本人にかぎり使用できるもの)と持参人式乗車証(表示された一定資格者の範囲内で誰でも使用できるもの)とに分けられる。また発行目的から分類すれば、職員の職務遂行上の必要により発行するものに職務乗車証、公務乗車証、準公務乗車証、通勤乗車証等があり、その他の職員関係のものとしては精勤乗車証、通院乗車証、へきすう地在勤職員のための家事用弁乗車証、公傷退職者乗車証、永年勤続者乗車証等がある。部外関係としては国会法の規定にもつぎ発行する国会議員乗車証、列車内で職務を執行する警察官のための移動警察官乗車証、国鉄の業務を依頼し、あるいは国鉄で招集した部外者に対し発行する業務関係者乗車証等がある。

これらの乗車証の発行は日本国有鉄道乗車証規程の定めるところにより一定の手続を経て行われることになっており、その発行権限は、部内職員に対するものは各所属の長にそれぞれ委任されており、部外者に対するものは一部とくに地方機関の長に委任されたものを除き、総裁の命を受け総裁室文書課長が発行することになっている。

なお乗車証に関連しこれに附随するものとして、つぎのような証票類が設けられている。(1) 写真票 乗車証の不正使用を防止するため所持者が記名本人か否かを確認する方法として、特定の乗車証に添附することになっている。(2) 公務指定証 職員が公務出張の場合、特別急行列車または特別2等車に乗車する場合、この証に指定を受けることになっている。(3) 旅行証明書 乗車証による乗車制限の行われている場合、公務出張等のため制限外として乗車を承認された者に対して、その証明のため発行される。(4) 荷物無賃輸送証明書 職員が職務上の旅行に附随して荷物を送る必要がある場合で、とくに定められた場合に使用する。(榎原輝雄)

てつどうしょうめい 鉄道照明 鉄道は本来輸送業務であるために、夜間における仕事の能率も昼間と同様であることを要求される場所も多く、そのため照明の鉄道施設における役割は相当大きなものが考えられるが、一般と異なって鉄道諸施設の中で、とくに照明上の点から考慮されている事柄を、施設別にみるとつぎの通りである。

1 停車場の照明

停車場には駅務室、旅客案内所、出札室、待合室、プラットホーム、地下道など種々な設備を包含しているが、一般の業務室と異なり業務が昼夜連続して行われることが多く、旅客の集散がはなはだしく、かつかぎられた短時間内にいろいろの用件